

岡山県子ども・子育て会議 議事概要

(開催要領)

- 1 開催日時：令和6年11月13日（水） 9：30～11：30
- 2 場所：ピュアリティまきび「白鳥」
- 3 出席委員名（計15名、五十音順、敬称略）
金平 美和子、神田 敏和、谷野 愛子、津嶋 悟、中山 芳一、
難波 勝敏、西村 こころ、服部 剛司、平田 国子、牧 明奈、
光岡 美恵子、三好 年江、山口 哲史、横山 由佳、吉田 康文

【議事概要】

<議題>

- 議題1 「岡山いきいき子どもプラン2025」（仮称）（素案）について
- 議題2 「岡山いきいき子どもプラン2025」（仮称）（素案）に関する子ども・若者からの意見聴取について

（子ども未来課長）

資料1～資料4に基づき説明

○発言要旨

（委員）

22 ページ（資料3）「⑧体罰や不適切な指導の防止」について、虐待防止を追記してほしい。日本では「性加害」という言葉がよく使われるが、大人が子どもに行うのは「性的虐待」である。子どもの権利条約を批准して30年経つが、社会の認識が足りていない現状だ。認識というのは言葉が作り出すものなので、体罰だけでなく、虐待という言葉を入れてほしい。子どもの権利というものにもっと目を向ける必要がある。

（委員）

「子ども全体からの意見聴取 問4」（資料4別紙1-1）について、子どもの権利を意識した回答項目を加えることで、子どもたち自身が、自分にはこんな権利があるのだと認識する機会になると思う。例えば「自分の意見や正直な思いが言えない」といったことがあるのではないか。権利という点では、他の設問に、子どもの権利を後押しする項目が入っているのは喜ばしいことで、子どもが権利の主体であることを社会全体で認識していくに当たって必要な項目だ。

また、素案には「情報提供」という言葉が多く出てくるが、提供だけでなく、届いているかということが大事なので、全体に届かせることを意識した取組が必要だと思う。

保育者養成に携わっていると、やはり保育者不足が課題だと思っており、若手保育士の研修・交流会が追記してあるのはとても大事なことだ。それと同時に、専門職であるので、スキルアップにつながるような体系的な研修というものに目を向けてほしい。キャリアアップがやりがいにつながる。

(委員)

前回の資料からずいぶんすっきりしたものになった。この計画策定の趣旨は少子化、晩婚化、人口減少といった流れを止めることと、子ども・若者が健やかに育つ社会をつくっていくことであるが、はたしてこの計画が実行され、少子化の流れが止まるかという疑問がある。経済、税、社会保障といったことに対して国による全国一律の取組が必要だ。

地方公共団体においても、地域の実情に応じた取組が必要で、この素案は子どもが健やかに育つ社会づくりという点で、必要なことがよくまとめられているが、59 ページ(資料2)「②豊かな心の育成」の項目については、まとめすぎていると思う。道徳心や郷土愛だけで、豊かな心が育つとは思わない。読書や、学校教育の場でいえば音楽や美術、生命・人権・多様性を尊重する学習などいろいろ大事だと思うものがある。とはいえ、どこまで書くかという問題もあると思うので、判断は事務局に任せたい。

(委員)

以前の内容と比べ、すっきりしており良いと思った。

7 ページ(資料3)にももっこカードについて記載がある。私も持っているが、本当にお店で割引されるのかとか、どこのお店で使えるのかをその場で調べるのが難しく、まだ一度も使用できていない。ネットで見るともいいが、紙などで一覧があると見やすいと思う。

また、53 ページに父親支援(男性の育児参画)、男性の育休取得促進に関する講座の開催や役割分担について書いてある。子育て広場で働いており、多くの育休中の方が来ているが、「他のお父さんと知り合えて考えや価値観が変わった」とか、「お父さん同士のつながりで世界が広がった」ということを耳にする。お父さん同士がつながれて、育休を取って世界が広がったなと思える機会が多くあれば良いと思う。

(委員)

8 ページ(資料3)「(4) 保育人材の確保・定着と職場環境の改善」について、待機児童はほぼ解消されている現状で、今後は、子どもが減ってきていることが注目されるようになるので、子育て(世帯)が集まるような施策を具体的に書いてほしい。

また、ICT化の推進に向けた取組についてかなり広く書かれているように思うが、どのように取り組んでいくのか踏み込んでいただけると良いと思う。

9 ページ「(5) 就学前教育の質の向上」では、非認知能力、メタ認知について書かれており、非常に素晴らしいと感じた。

16 ページにある校長のビジョンについてであるが、生徒数が減り今後の公立の学校経営が厳しくなっていくということで、校長のビジョンがしっかり出て、学校の地域性や校長の個性で学校を選べるのが重要になっていく。私立学校においても、理事長や経営者のビジョン、経営戦略が必要になってくるので、私立学校のことも踏まえて記載してほしい。

25 ページ「3 創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援」について、チャレンジ精神や将来の夢といった点についての記述が薄いと思っていたので、子ども・若者計画から移行して手厚くなっており良かった。

52 ページ「(1) 企業の意識改革への取組」に関連して、企業経営者がワーク・ライフ・バランスを強く意識できるよう、経済同友会にも発信していきたい。

(委員)

小学校と幼稚園・保育園のつながりが大事になってくるので、小学校も含めた教員同士の研修を取り入れると良いと思う。

また、保育人材の確保について、保育園だけが1、2歳児を預かっているわけではないため、幼保連携型認定こども園も含めて記載した方が良いのではないかと。

放課後児童クラブについて、待機児童の問題がまだ解消しておらず、なかなかクラブに入れられない現実があるので、解消してもらえると子育てしやすい世の中になると思う。

また、56 ページ(資料2)「⑥私立幼稚園等が実施する環境改善事業への支援」について、環境整備に関して記載があるが、誰でも通園制度が始まることも踏まえて、遊具のみではなく、設備そのものへの手厚い支援が大事だ。

「児童心理司」の「司」の漢字が合っているか、確認しておいてほしい。

企業が子育てしやすい環境をどうつくっていくのか。啓発だけで終わるのか、もっと踏み込んだ支援を行うのか、教えてほしい(※質問①)。

(委員)

子ども・若者の意見聴取について、もっと多くの人に知ってもらい、子どもた

ちから色々な意見を聴きたいと思うが、回収率の目標はあるのか教えてほしい。チラシを配るだけでは気づかない人がいると思うので、学校にしっかり意義を伝え、時間を作ってもらって回収率を上げてもらいたい（※質問②）。

16 ページ（資料3）に記載のある校長のビジョンや戦略はとても大切だ。校長の方針によって学校の雰囲気は大きく変わるので、学校は楽しい場であるという雰囲気づくりのため、ぜひ力を入れてほしい。

40 ページに、不登校問題への対応として自立応援室という記載があるが、どういったことをするのか教えてほしい（※質問③）。

43 ページ「③特定分野に特異な才能のある子ども・若者への支援」について、とても素晴らしいことだと思うが、特異な才能がある子の存在をどうやって見つけていくのか。具体的につなげる方法を知りたい（※質問④）。

52 ページに書かれている経営層向けセミナーについて、女性経営者は自身の子育て経験も踏まえて社員に対して声をかけやすいが、男性経営者の意識改革に取り組んでいただけると良いと思う。

61 ページ「(3) 子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映」の記載があり、とても良い。昨今の高校生はよく考えていて、学校でも意見を言い合う場を設けられており意見交換に長けている。この会議にも高校生などがいたら変わるので、考えていただきたい。

（委員）

私は学童保育に携わっており、現在は、廃校となった小学校の2階を使って学童保育をしている。2027年には小学校が小中一貫になることで、教室の1部屋で学童保育をしてくださいと言われており、体育館も運動場も使えなくなる。素案には、よい言葉が並んでいるが、実態はこれに反しているところがある。子どもにはのびのびと育ててほしいと思っており、近くには川も山もあり色々な体験ができて自由に遊べる今が一番良い環境だと思うので、このような環境を守っていききたい。

また、愛育委員会では、中学生、高校生と乳幼児のふれあい体験を進めている。この体験では、乳幼児とのふれあいの中で命の大切さを感じたり、生まれてから大人になるまでの成長の過程を見たりしているが、このような子どもに対する教育は本当に大切だと思うので、取組が次々に広がって、命の大切さを知ってほしいと思っている。

最近はかわいそうな事件を目にすることが多いが、子どもがのびのびと育っていけるよう、支援していきたい。

（委員）

0歳から20歳まで、特別な配慮を必要としない子については、素案に書いてあるような教育をすれば良いと思うが、気になる子どもが大勢いる。(保育所等から)小学校まで、スムーズに接続できるようにしなければいけない。保育所の職員と保護者が、子どもに発達障害があるので特別学級にしてほしいと小学校に要望しても、小学校の職員もお金も足りず、受け入れてもらえない。お金だけで少子化が改善するわけではないが、県は、地方交付税や交付金等から財源を確保し、子どものため、少子化対策のために使ってほしい。

特に、発達障害のある子が小学校でつまづかないように、小学校の受入体制を十分に確保してほしい。

(委員)

計画全体を見た時に項目がよく網羅されており、このようにまとめられるものなのかと驚いた。

子どもの意見表明はとても大事であり、どう場をつくるかが大事だと思うが、子どもたち自身が当事者としてしっかり考え、行動することにつながるような場づくりについて私たちはまだ不慣れだと思う。こうした活動を大事にしているNPO団体や、専門家もいるので、まずは我々大人が、子どもが意見表明をしやすい場づくりとは何か、どうしたらよいのかを学べる機会があったら良い。

子ども・若者からの意見聴取について、関係団体を通じて意見を聴くとあるが、支援者も回答ができるのか教えてほしい(※質問⑤)。

多機関の連携がとても大事だと思っている。例えば、NPOには予期せぬ妊娠をした女性を支援している団体があるが、障害や虐待、事件性、外国人の問題など背景が多岐にわたっていて、一つの団体でケアできるものではない。行政、警察当局など、様々な機関と民間の団体で実のある連携ができるような体制を組んでいけると良い。

保育人材の確保に関連して、研修も含めて、実際にシビアな現場で支援をしている団体の担い手の支援、支援者等が疲弊しない支援をできたら良い。

(委員)

市で園関係の業務に携わっている。現在、市には待機児童が1人、保留児童も20数人おり、その対策が課題になっている。施設としての受け皿はある程度整ってきたが、保育士の確保に公私立ともに非常に苦慮している。幼児教育・保育の無償化によって保育需要が増加し、早朝保育や延長保育の利用が増える一方で、保育士が確保できず、市としてどのような対策が取れるか検討しているところである。市内私立園への独自施策として、ホームページでの募集や人材紹介会社への一部補助、昨年度途中より新規採用を支援するため、新たに私立の園に就職し

た保育士等に支援金を支給したりといったことを実施しているが、年中、保育士が不足している状況だ。

また、井笠圏域では広域入所について3市2町で協定を結び広域連携できる環境も整えているが、最近では保留児童の解消ができていない現状で、県とも連携して色々と取り組んでいきたいと思っている。

(委員)

69 ページ(資料2)の「1 社会的養育体制の充実」では、「権利の主体である子どもの参加の実現」といったフレーズを含め、ここ数年でどんどん進んできた法改正の重要な視点が新しくたくさん入ったことを評価している。

「施策の方向」に記載のある岡山県社会的養育推進計画に関して、児童養護施設、里親、児童相談所を含め、この令和6年度が戦いの場だと思い臨んでいる。このプランと同時並行で(岡山県社会的養育推進計画の)協議が進んでいるところだが、現場の意見と、子どもたちの現状をつぶさに見て聞いて、現実的な計画となるよう強くお願いしたい。児童養護施設には、深く傷ついた子どもたち、重篤な課題を抱えた子どもが担ぎ込まれるようにやってくる。非常に厳しい状況の中で現場は奮闘しているので、現場の声に今一度耳を傾けていただきたい。

70 ページに記載のある「里親支援センターの設置」について、今後5年間で、設置がどのくらい進んでいくかは大きな課題だと思っている。令和6年の法改正で里親支援センターが設置できるとされ、中国5県でも多数が設置されて稼働しているが、岡山県にはまだない。今後どのような方向性で設置を進めようとしているのか教えてほしい(※質問⑥)。

「(4)施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等による機能強化」では、「児童養護施設等に里親支援専門相談員」の文言が削られている。里親支援相談員は施設に配置できない方向で国が進めており、なくなっていくだろうと思うので、修正して良かったと思う。

「(6)児童相談所の体制強化」の「④一時保護の機能強化」については、「一時保護開始時の司法審査」がいよいよ開始されるが、虐待対応のあり方が大きく変わるだろうと非常に心配している。この部分は、「円滑な導入を図る」という1文だが、本当に必要なところに、迅速に保護できるような体制が確保できるのかといった点も含め、今進めている状況が分かれば聞かせてほしい(※質問⑦)。

72 ページ「③子ども虐待防止対策等の更なる強化」では、二次被害を防止する観点から負担軽減に取り組むと記載があり、非常に重要なポイントだ。諸外国では、性被害の対応はワンストップでサービスを受けられるということが当たり前になりつつあると聞いており、日本でもいくつかはできていると聞く。ワンストップセンターのようなものを作るのか、児童相談所の職員が司法面接のようなト

レーニングを受けて対応できるようにしていくのか、取組について具体的なことがわかれば教えてほしい（※質問⑧）。

最後に、73 ページ「(6) 支援者人材の育成」について、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格ができ、人材育成も始まっていると聞いている。児童養護施設の職員も積極的に受けたいと思っているが、県では児童相談所の職員を含めて、実際に受講したり、資格取得を進めたりするような体制がスタートしているのかお聞きしたい（※質問⑨）。

(委員)

子育てで広場で働いており、子育て中の方と話をする機会があるが、男性の育休の取得が多くなってきていると感じる。育休を取った期間は様々だが、それによって昇給に響いたり、賞与が減額されたりという話を聞く。育休をこれぐらい取得していますと会社が見せても、実際には快く取得できなかつたり、金銭面で影響が出たりしては意味がない。経営者（や上司）の意識を変えて、育休を気持ちよく取って帰ってこられるようになれば、仕事の成果にもつながる。

素案では、産後ケアサービスについても触れており、良いと思う。宿泊やファミサポなど様々なサービスがあるが、子育て中の方と話をしていると、金銭面で引っかかることが多いようだ。利用料金には幅があるが、ここにお金を使うなら他に回した方が良く考える人が結構いる。利用に当たって助成金が出るとはいつても、1泊で1万円ほど自己負担がかかるので、やはり高いと感じてしまう。産後ケアサービスを利用することで産後鬱が防げたり、産後無理をしなかったことで家族関係が良好になったりということもあると思うので、お金を使う価値があることが伝われば、使いやすくなるのではないかと思う。

(委員)

子ども・若者の意見聴取のために作っているやさしい版資料がとてもわかりやすい。以前、いきいき子どもプランの冊子を見たが、かなりボリュームがあり、わかりにくい部分もあったので、子ども向けではあるが、保護者の目からしても、理解しやすいと思う。せっかくなら、意見聴取の最後の方に、「保護者の方へ何か意見があれば」といったものがあれば、保護者の意見も集めることができるのではないか。

県もPTAも、多岐にわたり取組を行っているので、様々な機関・団体と連携したり、協力したりできれば、活動の幅が広がり、負担を減らすことができると思う。せっかくの機会なので、こんな団体があるといった情報に繋がるようなものを、意見聴取の後ろに記載できれば良いと思う。

学校運営協議会に関わっているが、後継者や、活動していただける方の確保に

課題がある。61 ページ（資料 2）「地域の教育力の向上」という項目があるが、そういった人材の確保も含めて、どのような施策を考えているのか教えてほしい（※質問⑩）。

（委員）

当自治体でも、県と同様にこども計画を策定しているところである。法律で使われているひらがなの「こども」か、漢字の「子ども」を使うか、表記で悩んでいるので、県の考え方を教えてほしい（※質問⑪）。

5 ページ（資料 3）に記載のある「母子保健情報のデジタル化」について、当自治体にも業者の方が来て、他県で導入されたアプリですと様々なアプリを紹介してくれる。先日は、24 時間 365 日ママ同士で色々なつぶやきができ、何か質問したら先輩ママから回答をもらえるアプリの紹介を受けた。無料でも使えるが、自治体がお金を払うことで、その自治体に住むお母さんたちの生の声を聴けるということで、既に他県が導入しているようだ。このようなことも考えてもらえると嬉しい。

県北では産院や産科が減ってきて、ちょっと困ったことがあって相談したかったり、体調が悪くて診てもらいたかったりしても、遠い。そういった現状の中で、「いつでもドクター」や「産婦人科オンライン」、「小児科オンライン」といったアプリも紹介を受けている。当自治体単独では難しいと思っているが、県に後押ししてもらい、津山圏域などであればアプリを導入して気軽に相談できるようになるのではないかと思っている（※質問⑫）。

最後に、やさしい版資料について、ふりがなの有無の基準があれば教えてほしい（※質問⑬）。

（子ども未来課長）

いただいた質問に回答していく。

質問①「企業が子育てしやすい環境をつくるための取組」であるが、県では、子育てしやすい環境づくりに取り組む企業を登録する制度があり、宣言することで登録できる子育て応援宣言企業と、条件を満たした取組を実際に行っているアドバンス企業とがある。アドバンス企業は 150 社を超えており、子育てしやすい環境のため、実際に取り組んでいる企業がさらに増えるよう推進していく。

質問②「子どもからの意見募集における回収率の目標」についてであるが、目標は設定していないが、各教育委員会にはできる範囲での協力を依頼している。教員の働き方改革にも配慮する必要があるが、学校で時間を設けて対応することは難しい面もある。

(委員)

子どもの権利ということ子ども自身が知るために、学校で時間を設けて行うべきだと思う。私が携わっている学校では、総合的な学習の時間などを使って取り組みたい。ただの意見募集ではなく、子どもの学びになるものなので。

(義務教育課副課長)

質問③「自立応援室の取組」についてであるが、専属委員の配置や支援員の力も借り、登校しづらかったり教室に入りづらかったりする児童生徒の学習支援や生活支援を別室で行うというものである。

(教育政策課総括副参事)

質問④「特定分野に特異な才能のある子ども・若者への支援」であるが、特定分野に特異な才能のある子どもについては、こども大綱や国の教育振興基本計画にも盛り込まれ、支援の必要性が高まっているところである。今後は、国の動向も注視するとともに、教職員の理解を深め、こうした児童生徒も含めた一人ひとりの資質・能力を育成することが重要であると考えている。

(子ども家庭課長)

質問⑤「関係団体からの意見聴取について、支援者は対象か」ということについて、支援者も対象である。

質問⑥「里親支援センターの設置」について、設置は必要であると考えているところであり、明確にいつかは決まっていないが、設置に向けて取組を進めていく方向である。

質問⑦「一時保護の司法審査」について、令和7年6月から実施されるが、現時点では国からガイドラインが示されていないこともあり、具体的には進んでいない。引き続き情報収集に努め、裁判所とも連携を図りながら、円滑な導入に努めてまいりたい。

質問⑧「性的虐待等における二次被害の防止、ワンストップ支援」について、性被害に係るワンストップ支援センターは、所管は異なるが既に設置されている。また、児童相談所職員が子どもから意見を聴く際に、二次被害を防止する観点から、研修等によりスキルを身に付けるなど、資質の向上に努めてまいりたい。

質問⑨「こども家庭ソーシャルワーカーの資格に対する取組」について、今年度は児童相談所職員で研修に行っている者はいないが、来年度からは受講を進めていきたいと検討している。さらに、施設の職員にも、受講を進めていけるように何かできないか考えているところである。

(委員)

こども家庭ソーシャルワーカーの資格を取ることで何かメリットがあるのか。

(子ども家庭課長)

施設等においては、資格取得者に手当が加算されるようなメリットがある。

(生涯学習課長)

質問⑩「後継者や活動してもらえる人材の確保」について、高齢化等による後継者の不在というのはまさに課題である。地域と学校が連携し、そのつながりの中で後継者を探していくことが考えられ、今取り組んでいることとして、文部科学省によるCS（コミュニティ・スクール）マイスターという、地域学校協働活動アドバイザーを市町村に派遣し、支援するという仕組みがある。引き続き地域と学校の間をつなぐための活動が充実するように進めてまいりたい。

(子ども未来課長)

質問⑪「「子ども」の表記の使い分け」について、県としては法令で規定される用語を使う場合を除いて、「子ども」に統一している。また、国の定義に則ると「こども」は、成長過程にある者を指し、年齢に区がないが、今回のプランでは「若者」が入っていることから、プランの「子ども・若者」の範囲は概ね30歳未満、施策によっては40歳未満を対象として考えている。

(健康推進課長)

質問⑫「母子保健情報に関するアプリの導入」についてであるが、先行導入している市町村もあるので、情報共有していきたい。国の動向も注視し、情報提供に努める。

(子ども未来課長)

質問⑬「やさしい版資料におけるふりがなの基準」について、今回の意見聴取は主に小学5年生以上を対象としていることから、小学5年生以上で習う漢字についてはふりがなを振ることとしている。

以上